

どのようにして届出を提出・作成すればいいですか？

通知を提出する方法は二つあります。ECHA のウェブサイトの提出・作成フォームを利用する方法と、REACH-IT を利用する方法です（国際統一化学情報データベース「IUCLID」を使用）。

届出を行う全ての方、特に IUCLID に馴染みのない方にウェブサイトのフォームの利用を推奨します。まず REACH-IT アカウントを作成していただき、その後ウェブフォーム内の指示に従って届出を作成・提出していただきます。

ご希望の場合は、IUCLID ソフトウェア（バージョン 5.4）を使用して届出を作成することもできます。ソフトウェアは IUCLID 5 ウェブページから無料でダウンロードすることができます。作成後は REACH-IT を通して提出します。データ提出マニュアル（第 20 部）には、IUCLID を用いて届出を正しく行うためのガイドが、図表を用いて詳しく説明されています。

詳細情報

ECHA ウェブサイト

<http://echa.europa.eu/web/guest/regulations/reach/candidate-list-substances-in-articles/notification-of-substances-in-articles>

届出の提出方法

<http://echa.europa.eu/support/dossier-submission-tools/reach-it/notifying-substances-in-articles>

候補リスト

http://echa.europa.eu/chem_data/authorisation_process/candidate_list_table_en.asp

成形品中の物質に対する要求事項に関する手引き

http://guidance.echa.europa.eu/public-2/getdoc.php?file=articles_en

REACH 規則第 7 条（成形品中の物質の登録・届出に関する条項）

<http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2007:136:SOM:EN:HTML>

仮訳に関しては、化学物質国際対応ネットワーク事務局までお問い合わせください。

化学物質国際対応ネットワーク事務局

email: chemical-net@oecc.or.jp

<http://www.chemical-net.info/>

echa.europa.eu

欧州化学物質庁

ANNANKATU 18, P. O. BOX 400,

FI - 00121 HELSINKI, FINLAND

PHONE +358-9-686180

複製する場合は出典元を明記すること。



成形品中の高懸念物質 (SVHC) の届出

EU 圏内の成形品
輸入者及び生産者の法的義務



仮訳（2015年3月）

制度の詳細については原典等で御確認ください。化学物質国際対応ネットワーク及び環境省は、利用者が本仮訳に掲載されている情報を用いて行う一切の行為について、何らの責任を負うものではありません。

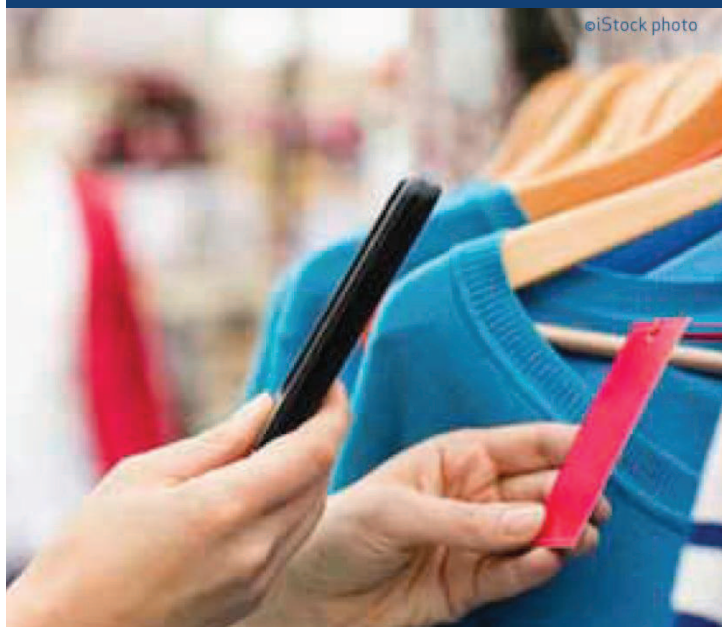
家具、建材、衣料品といった成形品の生産者及び輸入者は、一定条件の下、候補リストの物質（高懸念物質）が成形品に含まれている場合、ECHAに届出なくてはなりません。

候補リストとは、環境・ヒトの健康に対する有害性が著しく懸念されるとEU圏内で公式に指定された物質のリストです。

届出する必要があるのは誰ですか？

以下の条件の両方に一致する場合、生産者・輸入者の届出は義務です。

- 生産・輸入する成形品中に候補リストの物質量が1生産者・輸入者につき1年あたり合計1トンを超える場合。
- それらの成形品中に0.1%を超える濃度（重量比）で物質が存在する。



届出を免除してもらうことはできますか？

以下の場合、企業には届出を提出する義務はありません。

- 標準的なもしくは予測可能な範囲内の使用条件下（廃棄を含む）で、ヒト及び環境への暴露を回避できる。
- 同じ物質が同じ使用法について既に登録されている。

ただし、暴露回避について厳密に文書化することや、同じ使用法が既に登録されているかを調べるの方が、届出を作成・提出することよりも時間・費用がかかる場合もあります。

いつ届出を行えばよいですか？

成形品中の物質の届出は、物質が候補リストに含まれた後6ヶ月以内に行う必要があります。候補リストは通常、6月と12月の年に2回更新されます。

既に届出た情報に変更があった場合、生産者及び輸入者は届出を更新することが推奨されます。変更には次のような例があります。トン数の変更、同じSVHCを含む異なる成形品の生産・輸入（例:異なる使用法を伴う）等。

届出を行う際に注意すべきこと

成形品に候補リストの物質が含まれていますか？

候補リストに含まれている物質が成形品の中に存在しているかどうかを生産者及び輸入者が判断するには様々な方法があります。多くの場合、生産者・輸入者はサプライチェーンの関係者からその情報を受け取ることができます。詳しくは成形品中の物質についての要求に関するガイダンスの第5章を参照してください。

成形品に候補リストの物質がどの程度含まれていますか？

成形品が候補リストに含まれている物質を含んでいることを生産者及び輸入者が確認した場合、対処する必要がある次の問題は、成形品中の濃度が0.1%のしきい値に達しているか否かを判断することです。成形品がいくつかの部品に分かれている場合、候補リストに含まれている物質の濃度は生産または輸入する成形品中の濃度として計算してください。つまり、自動車を輸入する場合は、自動車全体における濃度を計算するということです。自動車用ホイールキャップを輸入する場合は、ホイールキャップ中の濃度を計算する必要があります。

成形品中の物質に対する要求事項に関するREACHの手引きのセクション4.4にはより詳しい説明と、手続の方法に関するいくつかの例が記載されています。輸入または生産する成形品中の物質の合計量（0.1%を超える物質を含む場合）が1生産者・輸入者につき1年あたり1トンを上回る場合、通知を提出する必要があります。

他に知っておくべきことはありますか？

届出一式に含める必要があるその他の重要な情報は、成形品の種類、成形品中の物質の機能、そして成形品の用途の説明です。